

## 第23回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成31年4月26日（金）午後3時00分から午後5時00分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 15人  
会長 7番 中井 悟  
会長職務代理 13番 西元 道啓  
委員 1番 天水さとい 2番 近藤 一祝  
3番 安田 伸二 5番 向山 博  
6番 坂野 幸夫 8番 山田 清隆  
9番 岩間 勇市 10番 杉本 峯一  
11番 吉田 靖志 12番 椿 新二  
14番 高山 重人 15番 親谷 隆  
16番 伊藤 忠幸
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
  - 第1 会議録署名委員の指名について
  - 第2 会期の決定について
  - 第3 諸報告について
  - 第4 現況証明願いについて
  - 第5 農地法第18条第6項の規定による通知について
  - 第6 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 第7 農業経営基盤許可促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
  - 第8 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  - 第9 山麓地区農業委員会協議会通常総会並びに研修会について
  - 第10 後志地方農業委員会連合会通常総会について
  - 第11 地区別農業委員会会長・事務局長会議について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 木村 恭史  
農地係長 福岡 直樹

## 7 会議の概要

- 議 長**           ただいまの出席委員は、15名です。定足数に達しておりますので、これから第23回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
- それでは、日程にしたがって進めて参ります。
- 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
- 本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。
- 全委員**           異議なし。
- 議 長**           それでは、8番山田委員と9番岩間委員を指名いたします。
- 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
- 本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。
- これにご異議ありませんか。
- 全委員**           異議なし。
- 議 長**           異議なしと認めます。
- よって、会期は本日1日間と決しました。
- 日程第3、諸般の報告についてを議題とします。
- 第23回の総会以降の諸般について、報告いたします。
- 4月4から5日にかけて山麓地区農業委員会協議会通常総会及び研修会を洞爺湖町で行われ、出席しております。4月10日農事組合長会議を山村開発センターで行われました。4月12日育苗施設安全祈願を朝6時から行われました。4月14日育苗施設出荷初日激励訪問ということで朝6時に育苗センターに行かせていただきました。4月16日後志地方農業委員会連合会通常総会並びに地区別会長・事務局長会議で倶知安町第一会館にて、局長と共に出席しております。
- 以上で諸般の報告を終わります。
- 日程第4、議案第1号現況証明願いについてを議題とします。
- NO1からNO3について、上程します。
- 担当調査員から順次、調査の報告をお願いします。

9番  
(岩間委員)

番号1番についてご報告いたします。私と中井会長と伊藤委員と3人で4月17日現地調査いたしました。現況、利用状況につきましては、記載のとおりでありますので、よろしくお願ひします。

16番  
(伊藤委員)

2・3番について報告いたします。中井会長、岩間委員と私の3名で4月17日現地確認をしてきました。場所ですが2番目の〇〇さんの方ですが、〇〇入り口の右側の斜面の所ですが農地・採草放牧地以外ということでした。3番の〇〇さんの場所は、〇〇の山側の方に入っていったところになりますが、ここの2筆も農地・採草放牧地以外ということでした。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。

議案第1号は、調査員の報告を承認し、証明書を交付することとします。

日程第5、議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

NO1からNO10について、一括、上程いたします。  
事務局から説明願ひます。

事務局  
(福岡係長)

議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。

平成31年4月26日提出、蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、貸主は〇〇〇さん外〇名、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇の内、畑で〇〇〇㎡です。契約期間は平成22年12月27日から平成32年12月26日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成31年4月15日、土地引渡の日は平成31年4月26日です。解約の理由は、経営規模を縮小するため解約するものです。

番号2番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成25年3月6日から平成35年3月5日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成31年4月16日、土地引渡の日は平成31年4月26日です。解約の理由は、契約相手を変更するた

め解約するものです。

番号3番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、畑で〇〇〇㎡です。契約期間は昭和59年7月24日から平成6年11月30日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成31年4月18日、土地引渡の日は平成31年4月26日です。解約の理由は、離農するため解約するものです。

番号4番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は昭和59年7月24日から平成6年11月30日まで、平成23年6月30日から平成33年11月30日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成31年4月19日、土地引渡の日は平成31年4月26日です。解約の理由は、譲渡するため解約するものです。

番号5番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成30年4月6日から平成33年4月5日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成31年4月19日、土地引渡の日は平成31年4月26日です。解約の理由は、譲渡するため解約するものです。

番号6番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。契約期間は平成3年12月20日から平成13年12月30日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成31年4月17日、土地引渡の日は平成31年4月26日です。解約の理由は、契約相手を変更するため解約するものです。

番号7番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成23年6月30日から平成33年11月30日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成31年4月17日、土地引渡の日は平成31年4月26日です。解約の理由は、契約相手を変更するため解約するものです。

番号8番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成7年2月28日から平成17年2月28日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成31年4月17日、土地引渡の日は平成31年4月26日です。解約の理由は、譲渡するため解約するものです。

番号9番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇

番〇、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成25年12月26日から平成35年12月25日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成31年4月19日、土地引渡の日は平成31年4月26日です。解約の理由は、譲渡するため解約するものです。

番号10番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。契約期間は平成29年10月5日から平成34年10月4日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成31年4月19日、土地引渡の日は平成31年4月26日です。解約の理由は、譲渡するため解約するものです。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

NO1からNO10について、順次、担当委員の補足説明をお願いします。

14番  
(高山委員)

番号1番ですが、事務局説明とおりで。場所ですが議案第2号1番の地図を見ていただきたいと思います。この地図の真横に道路があり十字路になっているのですが、その黒線で描かれたところ。〇〇さん住宅の上の方になります。

8番  
(山田委員)

2番ですが、〇〇さんと〇〇さんの件でございます。場所は〇〇線でございます。〇〇向かいのところ。後ほどまた出てきますのでよろしくお願いいたします。

14番  
(高山委員)

番号3番4番を説明したいと思います。両方とも事務局説明とおりで。番号3番の場所ですが、議案第2号3番の資料を見ていただきたいと思います。真ん中に〇〇〇がありますが、その右側に黒線で囲まれた土地です。

番号4番、議案第2号4番の資料を見ていただきたいと思います。〇〇〇さん住宅の右側のところ。後ほど議案第4号8番にも出てきます。よろしくお願いいたします。

5番  
(向山委員)

番号5番、〇〇さんと〇〇さんの件についてご説明させていただきます。内容は事務局説明とおりで。場所は、〇〇さん宅の周りでございます。よろしくお願いいたします。

12番  
(椿委員)

番号6番7番について説明いたします。6番については、〇〇さんと〇〇さんの案件ですが、〇〇さんが後継者へということで、

その解約でございます。〇〇さん宅がありますが、その周りでございます。よろしく願いいたします。

7番について、〇〇さんから〇〇さんの件ですが、先ほどのおり〇〇さんが後継者へ譲るということです。場所については、〇〇〇がありますが左側の一角でございます。よろしく願いいたします。

13番  
(西元委員)

8番、9番についてご説明いたします。内容につきましては事務局説明とおりはです。8番の〇〇〇さんの土地ですが、〇〇〇さん宅の裏側に位置する田んぼになります。

9番の〇〇さんですが、〇〇さんの住宅よりももう少し〇〇側に位置する一団地でございます。よろしく願いいたします。

10番の〇〇さんと〇〇さんの解約の件ですが、内容につきましては事務局説明とおりはです。場所に関しましては、先ほど説明いたしました、〇〇さんよりまだ〇〇側に向かって進んだ一団地でございます。よろしく願いいたします。

議長

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。  
本案は議案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

議案第2号は議案のとおり受理することとします。  
つづきまして日程第6、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

NO1からNO2について、一括、上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、岩間委員の退席を求めます。暫時休憩します。

(岩間委員退席)

再開します。

NO1からNO2について、事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、別紙の者から、農地等の所有権の移転及び賃借権の

設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。平成31年4月26日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定、新規の貸し付けです。貸付理由は営農が困難なため、農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円、ほか〇筆は〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和6年4月25日までの5年間です。

番号2番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定、新規の貸し付けです。貸付理由は営農が困難なため、農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、図面番号 議案第3号2番をご覧ください。上から〇枚の田に分かれておりまして、一番上の田が共済水張面積価格で〇〇〇円、ほか〇枚は〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和6年4月25日までの5年間です。別紙、調査書をご覧ください。

番号1番から2番の調査書は同じ記載内容となっておりますので、一部省略いたしますが、〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、営農が困難なため、耕作できない農地を借受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。以上です。

議 長

番号1から2番について、担当委員の補足説明を願います。

11番  
(吉田委員)

〇〇〇さんと〇〇〇さんの件、〇〇〇さんと〇〇〇さんの件について説明いたします。内容につきましては、事務局説明とおりです。場所ですが、〇〇を〇〇側に進みまして、左側に一角、下に下がった水田がありまして、その並びを山側に進んだ3枚。これが〇〇〇さんの水田になります。〇〇〇さんの水田がありまして、ひと並び空けて次が〇〇〇さんの水田となります。この間の水田、そして〇〇側の水田ほとんどを〇〇さんが耕作している土地になりますので、この一角が集約されることとなりますので、

よろしくお願ひいたします。

議 長           これから質疑に入ります。  
                  質疑ありませんか。

全委員           ありません。

議 長           質疑なしと認めます。  
                  本案のNO1からNO2については、原案のとおり決定してよ  
ろしいでしょうか。

全委員           異議なし。

議 長           NO1からNO2については、原案のとおり決定し、許可を与  
えるものとします。  
                  暫時休憩といたします。  
                  (岩間委員着席)  
                  再開致します  
                  次にNO3から5について、上程します。  
                  事務局から説明願ひます。

事務局  
(福岡係長)       番号3番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇  
番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定。貸  
付理由は、農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成  
立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格  
は、共済水張面積価格〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第  
3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から令和11年4  
月25日までです。別紙、調査書をご覧願ひます。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、  
申請地は、営農が困難であるため耕作できない農地を借り受けす  
るものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域  
における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断  
いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号4番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇  
番〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定。貸付理由  
は、農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する  
法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇  
〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、  
農地法第3条許可の日から令和6年4月25日までです。別紙、



調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、営農が困難であるため耕作できない農地を、契約を更新して借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号5番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定、新規の貸し付けです。貸付理由は、農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から令和6年4月25日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、営農が困難であるため耕作できない農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

NO3から5について、順次、担当委員の補足説明を願います。

12番  
(樁委員)

この案件は2号議案に出てまいりました。解約した案件でございます。〇〇さんから〇〇さんに賃貸借、〇〇さんは先ほど申したとおり〇〇さんの後継者であります。そのほか内容については、事務局説明とおりです。よろしくお願いいたします。

13番  
(西元委員)

番号4番、〇〇さんと〇〇さんの件ですが、場所からご説明させていただきます。〇〇〇の方に向かいまして〇〇〇があります。それを過ぎたところにカーブがあります。そのカーブを〇〇〇の方に向かった一番奥まった田んぼになります。賃貸料が決まっておりますが、周りも田んぼに囲まれおりまして、専用の農道もありませんので、〇〇をとおりながら奥まで行かないといけない状況にあります。そのために、前回この田んぼが出たときに、手前の方で作られてる方をお願いをして作付けしてもらってありますが、相当条件の悪い場所であり、なおかつ周りが山林に囲まれて日の当たりも良くなく、農作物の出来も良くないということで、

このような単価になっております。よろしくお願いたします。

8番  
(山田委員)

番号5番、先ほどの〇〇さんと〇〇さんの件です。よろしくお願いたします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。

本案のNO3からNO5については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

本案の番号NO3からNO5は、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。

議 長

日程第7、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

NO1からNO15について、一括、上程します。

事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。平成31年4月26日提出。蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和元年5月9日から令和6年5月8日までの5年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、場所によって田の条件が違うため、〇〇番〇と〇〇番〇は共済水張面積価格で〇〇〇円、その他の〇筆は〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するものです。

番号2番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法

律関係は賃貸借です。契約期間は令和元年5月9日から令和6年5月8日までの5年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するものです。別紙、調査書をご覧ください。

番号1番から2番の調査書は同じ記載内容となっておりますので、一部省略いたしますが、〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号3番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも令和元年9月1日、対価の支払期限は令和元年8月末日です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号4番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも令和元年6月1日、対価の支払期限は令和元年5月末日です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号5番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権

の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも令和元年9月1日、対価の支払期限は令和元年8月末日です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、田で〇〇〇円、畑で〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号6番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも令和元年7月1日、対価の支払期限は令和元年6月末日です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格〇〇〇円、畑で〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号7番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも令和元年9月1日、対価の支払期限は令和元年8月末日です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円、その他〇筆は〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号8番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも令和元年6月1日、対価の支払期限は令和元年5月末日です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円、なお、財務局及び道河川敷地面積部分を除いております。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。

番号9番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも令和元年6月1日、対価の支払期限は令和元年5月末日です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

番号8番から9番の調査書は同じ記載内容となっておりますので、一部省略いたしますが、〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号10番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借、新規の貸し付けです。契約期間は令和元年5月9日から令和4年5月8日までの3年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため農地の貸し付けをするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号11番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関

係は賃貸借です。契約期間は令和元年5月9日から令和4年1月31日までの3年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、河川敷地部分を除く地籍面積価格で〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して農地の貸し付けを継続するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号12番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借。契約期間は令和元年5月9日から令和6年5月8日までの5年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格〇〇〇円、畑で〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため農地の貸し付けをするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号13番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも令和元年6月1日、対価の支払期限は令和元年5月末日です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。譲渡理由は、〇〇規模拡大のため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号14番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する

法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも令和元年6月1日、対価の支払期限は令和元年5月末日です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。譲渡理由は、〇〇規模拡大のため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号15番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも令和元年6月1日、対価の支払期限は令和元年5月末日です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は共済水張面積価格〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

NO1からNO15について、順次、担当委員の補足説明を願います。

13番  
(西元委員)

内容につきましては、事務局の説明したとおりでございます。1番2番、場所に関しましては、先ほど説明させていただきました、〇〇さんとの件の一番奥に入ってきましたが、その手前があるのが、〇〇さんの土地と〇〇さんの土地でございます。〇〇さん宅の周りがある農地が、〇〇〇円で先ほど〇〇さんの農地と連なっている農地が〇〇〇円となります。安いと思いますが、ここは田んぼが小さく、石が多いということで、朝日も林のせいで当たらない田んぼも小さいということで、良い環境ではないということで、このような単価になりました。

2番の〇〇さんの方も農地もそれに連なる農地ですので、条件

がよろしくないということで、安い単価設定なっております。

3番の〇〇さんと〇〇さんの売買の件ですけれども、2号議案で解約された件です。内容に関しましては、事務局の説明とおりで。よろしく願いいたします。

4番〇〇さんと〇〇さんですけれども、これも2号議案で解約された土地でございます。内容は事務局の説明とおりで。よろしく願いいたします。

5番も2号議案で解約した農地でございます。よろしく願いいたします。

**5番  
(向山委員)**

6、7番でご説明させていただきます。6番の〇〇さんと〇〇さんの件ですが、内容は事務局の説明とおりでございます。場所は、〇〇横の〇〇の裏でございます。

7番に関しては、先ほど2号議案で出てきたところでございますのでよろしく願いいたします。

**14番  
(高山委員)**

番号8、9、10番を説明したいと思います。番号8番ですが、先ほど2号議案4番の土地です。あとは事務局全部の説明とおりで。

9番、この土地は議案第4号9番の耕地図見ていただきたいと思います。左上、〇〇さん宅がありますが、その下に道路が入ってその下の黒線の一角です。

10番、議案第4号10番の耕地図を見ていただきたいと思います。真ん中寄りの〇〇さんの住宅より左側のちょっと上、〇〇の隣ですが、三つの団地です。事務局の説明とおりで。ひとつよろしく願いいたします。

**12番  
(椿委員)**

12、13番についてご説明いたします。12番、〇〇さんと〇〇さん件ですが、一部2号議案6番に出てまいりましたが、場所については、〇〇さんの住宅の周りでございます。

13番、〇〇さん田んぼですが、場所については、〇〇さんの住宅の横の一角になります。その他の説明については、事務局説明のとおりでございます。よろしく願いいたします。

**6番  
(坂野委員)**

11番、〇〇さんと〇〇さんの件について、内容は事務局の説明とおりで。場所は〇〇さん宅から〇〇を渡って道なりに行くとあります。よろしく願いします。

**16番**

14番、〇〇さんと〇〇さんの件ですが、内容については事務



(伊藤委員) 局の説明とおりです。場所は〇〇手前を左側に〇〇がありますが、そこを上っていった所の〇〇にある一円にあります。金額は安いですが場所的に条件が悪い所ですが、よろしくお願いいたします。

9番  
(岩間委員) 15番の内容につきましては、事務局の説明とおりです。場所につきましては、〇〇外れの少し行ったところの中に〇〇さんのほ場の中にある土地ですので、よろしくお願いいたします。

議長 これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議長 質疑なしと認めます。  
本案は、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全議員 異議なし。

議長 議案第4号は、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知いたします。  
暫時休憩  
(1時間経過)

日程第8、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。

事務局  
(福岡係長) 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、平成31年4月26日提出、蘭越町農業委員長名。  
平成31年4月3日付けで、〇〇〇さんから 〇〇番〇外〇筆の土地を〇〇さん死亡により相続した旨の届出がありました。

議長 日程第9、報告第2号 山麓地区農業委員会協議会通常総会並びに研修会について、西元委員から報告願います。

13番  
(西元委員) 山麓地区農業委員会協議会並びに研修会についてを報告させていただきます。4月5日から6日に洞爺湖町の洞爺観光ホテルで開催されました山麓地区農業委員会協議会総会と研修会についてご報告いたします。今年度は、昨年引き続き洞爺湖町におきまして、1泊2日の日程で開催されました。出席は中井会長と近藤委

員、向山委員、椿委員、木村局長と私の計6名で出席しております。総会の中では、平成30年度の事業報告収支決算監査報告をそれぞれ承認いただき31年度事業計画案と収支予算案をそれぞれ可決されております。今年度の研修会についてはニセコ町でおこなわれるということで、開催時期は8月中旬ごろを予定しているところであります。引き続き研修会が開催され北海道農業会議の乾事務局次長をお招きし、最近の農業情勢と農地法等の説明いただきました。農業経営基盤強化法及び農地法の改正点あり、主に相続無登記農地の取り扱いと農業用ハウスの底面を全面コンクリート張りにする場合の農地占用許可取り扱いについて説明うけました。その時の資料を本日皆様方に配布してありますので、後程局長から説明があります。研修会が終了後参加者56名をよりまして、意見交換会が行われ終了しておりますのでご報告申し上げます。

#### 議長

日程第10、報告第3号 後志地方農業委員会連合会通常総会について、事務局から報告願います。関連がございますので、日程第11、報告第4号 地区別農業委員会会長・事務局長会議について、事務局から報告願います。

#### 局長 (木村局長)

後志地方農業委員会連合会通常総会についてご報告いたします。4月16日倶知安町で後志地方農業委員会連合会通常総会開催されまして、会長とともに出席して参りました。午前中に中井会長が平成30年度の監査を行いまして、その後、役員会が開催され議案の審議を行っております。総会の中では冒頭で人事異動に伴う事務局長など紹介があり、18市町村中5市町村の変更となっております。議事の審議につきましては、平成30年度の事業報告、収支決算、発展強化基金の積み立て状況が承認されております。平成31年度事業計画案と収支予算案についても可決されたところでございます。その他の案件として5月26日から27日にかけて北海道選出国會議員への要請活動と全国会長大会が開催されますが、例年北海道予備の代議士との意見交換会も行っております。今年度につきましては、自民党の中村代議士を招き、開催することが確認されております。なお、立憲民主党の本多代議士については、意見交換会の日程調整が取れず、後志地方連会長及び事務局により直接要望書を提出することとなっていることをあわせて報告いたします。

地区別農業委員会会長事務局長会議について報告させていただきます。

きます。後志農業委員会連合会通常総会引き続きまして地区別農業委員会会長事務局長会議が開催されました。その中では、5月26、27日開催されます北海道選出国會議員要請行動と全国農業会長大会においての北海道選出国會議員への要請内容の確認、後志から出された部分での確認を行いました。詳細の内容につきましては、今後、農業会議の理事会と常設審議会で検討し、当日に向けて整理していくということで確認をしております。

また、5月9日に地方連の幹事会が予定されておりますので、その中でも要望書の最終的な内容協議を行う予定です。

なお、会議終了後には参加者37名により意見交換会が行われ、全日程が終了しておりますのでご報告いたします。

議 長

その他の報告について事務局からお願いします。

局長  
(木村局長)

(1) 農業経営基盤強化促進法及び農地法の主な改正点について、先ほど、西元委員から山麓地区農業委員会協議会総会の報告ありましたが、北海道農業会議事務局長研修が行われ、今回その資料を皆様にお配りしております。概要を説明させていただきますが、お手元の資料1、農業経営基盤強化促進法・農地法の改正と農業委員会の事務についてをご覧ください。1.平成30年の関係法改正の背景」に2点挙げられております。1点目は、全農地の約2割を占めると言われております相続未登記農地の取扱いについて、そして2点目は、ハウスの底面を全面コンクリート張りとする農作物栽培高度化施設の農地転用についてとなっております。いずれも、昨年4月の総会におきまして経過について説明されておりますが、平成30年11月16日第196通常国会におきまして可決成立、施行されましたので説明をさせていただきます。

1点目、資料1ページ中程にあります「2.農業経営基盤強化法改正の概要」についてですが、相続未登記農地の取扱いについてとなります。(1)共有持分の過半を有する者の同意で足りるとされている賃借権等の存続期間を20年に延長する。とあり、改正前は5年まででしたが、農地利用活性化及び効率化を目的に農用地利用集積計画により期間の延長をしたものと説明されております。

次に(2)共有者不明農地にかかる農用地利用集積計画の同意手続の特例の創設についてとなります。共有農地の過半以上の持分を有する者を確知することが出来ない場合、5年以内の設定が出

来ませんでした。それに対応するための特例措置とのことです。

以下、①以降に共有不明農地の共有者探索等について記載されております。市町村長が農用地利用計画を定める場合において共有者不明農地がある場合は、農業委員会へ探索要請できることとなっておりますが、昨年の改正案で探索については農業委員会へ過度の負担にならないよう探索範囲や方法を明確にすることとされておりました。従来 of 相続者が確定するまで遡り続けることはなく、配偶者及びその子までと限定されております。

共有農地の過半以上の持分を有する者を探索できなかった場合の大まかな流れにつきましては資料 17 ページ、探索方法の大まかな流れは 18 ページとなっております。

共有農地の過半以上の持分を有する者を探ること出来れば問題ないのですが、見つからなかった場合については、見つかった者全ての同意をもらった上で中間管理機構の設定をすることとなります。後に所有者が現れた場合、中間管理機構を挟む事によって借り手への負担が減るといった意図があるということになります。農業委員会は市町村が定めようとする農地利用集積計画によって、農地中間管理機構が賃借権の設定を受ける旨を公示し、公示期間中に意義が無かった場合は、同意が有ったものとみなし「みなし同意」20年以内の利用権設定が可能となるものです。

2点目 資料6ページ「4 農地法改正の概要」についてですが、底面がコンクリート等で覆われた農作物の栽培施設を農地に設置する行為は、農地転用に該当しないこととする等の措置を講じるとあり、(3)農作物栽培高度化施設の設置に当たって、農地をコンクリート等で覆う行為を農地転用に該当しないものとして取扱うという内容となっております。

(4)①から⑤に農作物栽培以外の使用の制限、施設の規格、周辺農地への日照時間確保などの要件があります。その下に参考として農作物栽培高度化施設と農業用施設の違いが記載されておまして、その中では農地転用の許可の必要かどうか大きな違いとなっております。農作物栽培高度化施設は、転用の許可は不要、届出によるものとされており、届出された書類を農業委員会が受付、審査の後、遅くとも2週間以内に受理・不受理を決定することとされております。手続等の詳細につきましては、6ページから12ページ中段までとなっております。農作物栽培高度化施設用地に農地法の規定を適用する際の留意事項につきましては、施設は農地として取り扱いとなりますので農地パトロールの対象とな

り、農作物栽培に係る利用状況調査が必要となり、指導の対象となります。資料では、12ページ中段以降となります。また、施設が遊休化して違反転用となる時点につきましては28ページとなります。

なお、北海道農業会議では昨年11月法改正後の実績について説明があり、問い合わせの設計段階で不必要に広い駐車場や事務所が存在しており、農作物栽培高度化施設には該当せず、施設建設の実績は現在までは無いとのことでした。

以上、山麓地区農業委員会研修会の中での法律改正についての説明がありましたので報告させていただきました。

続いて、次回の総会は、5月30日（月）午後5時から行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、西元委員と局長の方から報告させて頂きましたが、皆さんの方からこの件に関して聞きたいことなどがあれば、わかる範囲以内でお答えできればと思います。

皆さんの方から何かありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

全委員

ありません。

議長

以上で、報告を終わります。

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて第23回農業委員会総会を閉会いたします。

午後5時00分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議長 ㊟

署名委員 ㊟

署名委員 ㊟